



結婚年齢等

女性の結婚できる年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも同じとなりました。

これまでは20歳未満の者が結婚する場合は親の同意が必要でしたが、これからは不要となります。また、性同一性障がいの方は、18歳になると戸籍の性別変更の申し立てができるようになりました。



裁判員裁判

刑事事件の裁判員裁判で、裁判員に選ばれる年齢が18歳に引き下げられました。

候補者名簿に入ると11月に裁判所から通知があります。

候補者は無作為に選出されます。(負担を考慮し)学生は辞退も認められています。



飲酒・喫煙・ギャンブル

飲酒や喫煙はこれまで通り20歳未満は禁止です。身体が未成熟なままでは健康上のリスクが大きいということです。

また、公営ギャンブルも従来通り20歳まで禁止です。



消費者トラブルは 電話で188番

ちなみに
警察は110番、消防は119番、虐待は189番
です

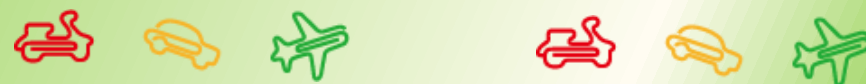


作成
2022年 8月

NACS(ナックス)
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会 西日本支部
自主研究会 しが消費生活研究会
e-mail west-shiga@nacs.or.jp
URL <https://nacs-shiga.jimdofree.com/>



参考とした情報出典
政府広報オンライン 国民生活センター



18歳のあなた！ もう大人ですよ

成年年齢 ミニ事典

2022年4月1日より改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。つまり、大人として扱われる年齢が18歳になったということです。

民法で定めている成年年齢には、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

未成年であれば契約等に関して「未成年取消権」というセーフティネットがありますが、今回の改正により18歳になるとその対象外となります。

また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。

一人前の大人としての責任ある行動が求められる由縁です。





成年と未成年の違い、=契約=



こんなトラブルがあります

★通信販売で、サプリメントや化粧品をお試しのつもりで購入したら、高価かつ長期の定期購入となっていた。解約したいが方法が分からない。電話がつかない。



★街中で声を掛けられ、喫茶店や営業所に連れて行かれて不安をあおられ、また勢いで高価なエステ契約などをしてしまった(キャッチセールス)。解約したいが応じてもらえない。



★友人、SNSでの情報をきっかけに投資話(儲け話)の勧誘を受けて出資したところ詐欺まが이었다。借金だけが残ってしまった。



クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフとは、契約をした場合でも一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度。「頭を冷やして考え直す」という意味です。対象となる取引形態と解除できる期間は以下の通りです。

- ・訪問販売(キャッチセールス含む) 8日間
- ・電話勧誘販売 8日間
- ・連鎖販売取引(通称マルチ) 20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス) 8日間
- ・業務提供誘引販売取引(内職、サイドビジネス商法、モニター業務等) 20日間
- ・訪問購入(自宅訪問しての貴金属、宝石、ブランド品等買取) 8日間

消費者と事業者間で商品の内容・価格・引き渡し時期等について合意することを契約といいます。

未成年者の場合親権者や親の同意なくしてはできなかった商取引(契約)が、成年になると本人の意思のみでできるようになります。例えば、車や高額商品購入のためのローン契約、アパート契約、クレジットカード作成、スマートフォン契約などの各種サービス契約です。

口約束でも契約は成立します。大きな金額の場合、契約書を作成する場合は証拠を残すためです。

一方、未成年者が親権者や保護者の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。これを未成年取消権といいます※2。

※2 小遣いの範囲の少額の場合、結婚している者、成人であると嘘をついた場合は取り消しができません。



これは社会経験や知識が少ない未成年者を守るための制度であり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。世の中には、社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。

今回の成年年齢の引き下げにより、18歳以上の者にはこの未成年取消権が適用されなくなります。

契約を結ぶのも自分、責任を負うのも自分です。



成年年齢引き下げの理由と経過

1876(明治9)年から今日まで146年間、日本の成年年齢は20歳と民法で定められていました※1。

※1 1898年の民法制定前は太政官布告による。

この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の方は同日に新成人となりました。

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適切ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。



18歳選挙権は2016年から実施

ちょっと一息

200ml献血は男女とも16歳から可能。
400ml献血は男性17歳、女性18歳から可能です。



献血カード

